



タムラグループ グリーン調達基準

自然を見つめ、
環境を考えるタムラグループ



2011年5月25日(第03版)

株式会社**タムラ**製作所

目 次

1. タムラグループの環境活動	1
2. グリーン調達基準	3
第1章 総則	3
第2章 取引先様への要求事項	4
第3章 材料・部品等の選定基準	4
第4章 取引先様への調査内容	5
附則	6

※ 「③」の記載は02版からの変更箇所になります。

1. タムラグループの環境活動

タムラ製作所は、2000年3月に「環境保全行動指針」を制定し、この指針を基本にタムラグループの環境保全に取り組んでいます。

Only one

Mission

私たちは、タムラグループの成長を支えるすべての人々の幸せを育むため、世界のエレクトロニクス市場に高く評価される独自の製品・サービスをスピーディに提供していきます。

Vision

1. タムラグループは、世界的視野にたち、エレクトロニクス産業が求める事業を経営基盤とします。
2. タムラグループは、市場本位をつらぬき、世界のお客様が求める技術を事業基盤とします。
3. タムラグループは、公正な視点で社員を評価し、努力によって成果をもたらす人を最も賞賛します。
4. タムラグループは、国際社会の一員として行動し、各国の法規制を順守し文化・慣習を尊重します。
5. タムラグループは、地球環境の保全に努め、資源の有効化と再資源化を推進します。

Guideline

1. 私たちは、パートナーシップを大切にします。
私たちは、地位や専門性そして国や組織の違いをこえて、お互いを信頼できるパートナーとして、個人およびチームの目標を達成します。また、市場のニーズを的確にとらえ各自の専門性を研ぎ、お客様からの期待をさらに高めます。
2. 私たちは、革新する勇気を大切にします。
私たちは、技術革新の著しい世界のエレクトロニクス業界で生き残っていくため、過去の常識や成功体験をこえた、革新的な発想や行動を称賛します。
3. 私たちは、多彩な個性を大切にします。
私たちは、基本的人権を尊重し、さまざまな文化や生活習慣の違いをこえて、グループの英知を結集し、世界のお客様から高く評価される独自の価値を創造します。
4. 私たちは、社会的な責任を大切にします。
私たちは、自分の仕事や行動に責任をもち、信頼をいただいている株主やお客様・協力会社、そして事業を営む国および地域社会に対し、正直かつ公正に対処します。また、環境問題への取り組みはグループ存続の条件と認識し、積極的に行います。



タムラグループ環境方針

環 境 理 念

タムラグループミッションである「私たちは、タムラグループの成長を支えるすべての人々の幸せを育むため、世界のエレクトロニクス市場に高く評価される独自の製品・サービスをスピーディに提供していきます」にもとづき、地球環境・生物多様性の保全を推進し、全ての企業活動において環境との調和を図ります。

重 点 施 策

タムラグループの事業である電子部品、電子化学材料、はんだ付装置、情報機器関連の設計・開発・製造・サービス活動において、環境マネジメントシステムを運用し、資源の有効活用、汚染の予防及び法規制等を順守すると共に、その継続的な改善を図り、次に示す環境保全活動を重点的に実施します。

1. 環境貢献製品を提供します。
2. 環境負荷物質を抑制し、削減します。
3. 省エネルギー、省資源を推進します。

2010年 7月 1日

株式会社タムラ製作所

代表取締役社長 田村直樹

2. グリーン調達基準

第1章 総則

(目的)

第1条 グリーン調達の推進により、製品の環境品質の向上を図るとともに、顧客へ環境に配慮した製品をお届けすることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 タムラグループの製品に使用する、部品、材料、その他の物品（以降、調達品と呼ぶ）を対象とします。（ただし、顧客より指定されたもの、タムラが図面等により特別に指定したものは除く。）

(関連文書)

第3条 ③ 本基準に関連する文書は下記の通りとします。

- (1) タムラグループ調達ガイドライン

(用語の定義)

第4条 本基準に記載される用語の定義は下記の通りとします。

- (1) JAMP

Joint Article Management Promotion-consortium
(アーティクルマネジメント推進協議会)

- (2) JGPSSI

Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative
(グリーン調達調査共通化協議会)

- (3) 環境管理物質

タムラグループが指定する、調達品に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響をもつと判断した化学物質。

- (4) 物質

Substance (サブスタンス)

- ③ 調達品のうち、元素単体および化合物であって、天然に存在し、または生産工程から得られるもの。

- (5) 調剤

Preparation (プレパレーション)

- ③ 調達品のうち、2種またはそれ以上の化学物質が意図的に混合された製品。

- (6) MSDSplus

Material Safety Data Sheet plus

物質/調剤に関し MSDS を補完して AIS を作成するために必要な化学物質情報を伝達するための JAMP が決めた情報記載フォーマット。

(7) 成形品

Article (アーティクル)

- ③ 調達品のうち、その化学物質が果たすよりも大きな程度にその最終使用の機能を決定付ける特定の形状、外見または、デザインが製造中に与えられた物体をいう。

(8) AIS

Article Information Sheet

アーティクルが含有する化学物質情報を開示・伝達するための JAMP が決めた情報記載フォーマット。

第 2 章 取引先様への要求事項

グリーン調達を推進する為、以下の取組みをされている取引先様を優先しますので、本基準を満たすよう、積極的な活動をお願い致します。

(環境マネジメントシステムの構築)

第 5 条 ISO14001 の第三者認証の取得をお願い致します。

ISO14001 の第三者認証を未取得の場合には、以下の取り組みをお願い致します。

- (1) 企業理念・方針の作成
- (2) 環境目的・目標の設定
- (3) 環境評価システムの構築
- (4) 教育訓練を実施
- (5) 環境保全に関する情報提供

(化学物質管理システムの構築)

第 6 条 ISO9001、ISO14001 等のマネジメントシステム、または JAMP/JGPSSI が発行した「製品含化学物質管理ガイドライン」等による化学物質管理の保証体制の構築をお願い致します。

(調達品の調査)

第 7 条 ③「タムラグループグリーン調達基準付属書」による環境管理物質の調査を第 4 章(10 条～12 条)に従って実施するようお願い致します。

(その他の要求事項)

第 8 条 タムラグループの事業部・関連会社により、法令・条例・業界基準等に基づき、別途基準の遵守をお願いする場合があります。

- ③ 2 第 7 条に加えて物質及び調剤の調達品については、日本国法令の化学物質排出把握管理促進法(別称：化管法または PRTR 法)に基づき、該当する化学物質を含有する場合は「MSDS」及び JAMP の「MSDSplus」の提出をお願い致します。

第3章 材料・部品等の選定基準

(選定での重視項目)

第9条 グリーン調達を推進する為、以下項目の環境負荷低減に繋がる部品・材料等を採用します。

- (1) 関連する各国の化学物質、再生資源等に関する法律・条例に適合していること。
- (2) 「タムラグループグリーン調達基準付属書」の基準を遵守していること。
- (3) 「タムラグループグリーン調達基準付属書」の環境管理物質の調査データが提出されていること。
- (4) 再生資源・部品の使用や小型化等により、省資源化・省エネルギー化がなされていること。
- (5) 生産・使用にあたり水質汚濁、大気汚染、土壌汚染の発生等の環境負荷が小さいこと。
- (6) リサイクル設計がなされていること。

第4章 取引先様への調査内容

(取引先様調査)

第10条 「タムラグループグリーン調達基準付属書」記載の「取引先様調査表【グリーン調達】」に記入し、資材部門に提出をお願い致します。

(環境管理物質調査)

第11条 調達品の種類により以下の調査をお願いいたします。

- (1) 物質・調剤：
 - ③ 「MSDS」及び JAMP の「MSDSplus」に記入し、資材部門に提出をお願い致します。
- (2) 成形品：

JAMP の「AIS」に記入し資材部門に提出をお願い致します。または JAMP の「AIS」に準拠したタムラ化学物質管理システムに Web 入力をお願い致します。

環境管理物質の中で(1)項及び(2)項に記載できない含有禁止物質については、資材部門に不使用保証書の提出をお願い致します。なお不使用保証書は弊社の「タムラグループグリーン調達基準付属書」の規制値を保証していただく事を意味します。

(取引先様の調査頻度)

第12条 取引先様へ行う調査の頻度は以下へ記載された内容とします。

- (1) 取引先様調査表【グリーン調達】
 - ①新規取引先様については、取引開始時に提出をお願いします。
 - ②IS014001 を取得していない取引先様は、定期的(1回/年)に提出をお願いします。
 - ③IS014001 を取得している取引先様でも、記載内容に大きな変更が生じた場合に

提出をお願い致します。

(2) 環境管理物質調査

以下の場合に提出をお願い致します。

- ①取引開始時
- ②含有する環境管理物質に変更が生じた場合
- ③その他、必要と認めた場合

附則

- 1. 本基準は関連会社に準用されます。
- 2. 電子化学事業部門の調達品に関しては本基準を一部準用しますが、さらに顧客要求事項等に基づいて定めた電子化学事業部門の「グリーン調達基準書」を用います。